

昭和二十五年四月十二日提出
質問第一二五号

退職手当の支拂遅延に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年四月十二日

提出者 土橋 一吉

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

退職手当の支拂遅延に関する質問主意書

小澤郵政兼電気通信大臣は、昨年八月定員法によるかく、首者に対する退職金を一週間から三週間のうちに支拂う旨、八月十一日全通労働組合との公式会見において回答した。

しかるに元佐賀県鹿島郵便局勤務尾崎利男は昭和二十四年十二月二十七日に辞令を受領し、退職金は二一、九〇八円であるにもかかわらず、一一、四九〇円のみ支拂われ、残額は未だに支拂われていない。その後組合と本省との交渉により、熊本郵政局管内では約七十名程度定員を超過してかく、首したために、かかる事実が発生した模様であるが、政府は、次の二点について回答されたい。

- 1 残額支拂の遅れている理由如何。
- 2 七十名かく、首しすぎた事実の有無如何。

右質問する。